

北塩原村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 8 月 1 日

北 塩 原 村

北塩原村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法律」という。）第 15 条に基づき、北塩原村、北塩原村議会、北塩原村農業委員会、北塩原村教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 8 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

北塩原村では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、総務企画課を主務課として、議会事務局、農業委員会事務局、教育委員会事務局と連携して、本計画の変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価を行うこととしている。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標と目標を達成するための取組

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、北塩原村長部局、北塩原村議会事務局、北塩原村農業委員会事務局、北塩原村教育委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、北塩原村長部局、北塩原村議会事務局、北塩原村農業委員会事務局、北塩原村教育委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍の推進に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

(1) 採用関係

① 職員に占める女性職員の割合

本村の職員に占める女性の割合は、33.3%であり、全職員（臨時職員を含む）では47.9%となっている。

地方公務員給与実態調査（平成25年）によれば、全国町村の一般職員の女性の割合は、39.6%であり、全国と比較して6.3%低い状況にある。

（参考）

* 福島県の職員に占める女性の割合 23.4%

（福島県男女共同参画推進行動計画平成28年3月）

【北塩原村職員に占める女性の割合】（平成28年4月1日現在）

	職 員	臨時職員	計
女性	21名（33.3%）	25名（75.8%）	46名（47.9%）
男性	42名（66.7%）	8名（24.2%）	50名（52.1%）
計	63名	33名	96名

② 採用の状況

過去5年間の採用者数13名の内訳は、女性7名、男性6名となっている。

受験者の女性の比率は、36.2%となっている。

【職員の採用の状況】（平成28年4月1日現在）

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	計
採用者数	2名	1名	5名	1名	4名	13名
女性	1名	0名	2名	0名	4名	7名（53.8%）
男性	1名	1名	3名	1名	0名	6名（46.2%）

【採用試験の実施状況】

実施年度	受験者数			採用者数			備考
	女性	男性	計	女性	男性	計	
平成 23 年度	4 人	9 人	13 人	1 人	1 人	2 人	
平成 24 年度	2 人	6 人	8 人	0 人	1 人	1 人	
平成 25 年度	6 人	17 人	23 人	2 人	3 人	5 人	土木職
平成 26 年度	5 人	7 人	12 人	0 人	1 人	1 人	
平成 27 年度	8 人	5 人	13 人	4 人	0 人	4 人	資格職
5ヶ年合計 (割合)	25 人 (36.2%)	44 人 (63.8%)	69 人	7 人 (53.8%)	6 人 (46.2%)	13 人	

【退職者の状況】

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	計
退職者数	4 名	4 名	2 名	2 名	4 名	16 名
女性	1 名	2 名	1 名	1 名	4 名	9 名 (56.3%)
男性	3 名	2 名	1 名	1 名		7 名 (43.7%)

【数値目標】

平成 33 年度まで、女性職員の割合を 40% とすることを目標とする。

【目標を達成するための取組】

職員が、安心して出産や育児、介護ができるよう、業務分担や制度を利用できる職場環境を整備する。

- ハラスメントのない職場づくりのための意識改革を行う。
- 庁舎施設や設備の整備職場環境の向上に取り組む。
- 女性受験者の拡大のための広報活動を強化する。

(2) 継続就業及び仕事と家庭の両立関係

平成28年4月1日現在の在職職員の平均勤続年数は、16.2年である。

男女別では、男性17.7年、女性13.1年となっている。

女性職員21名のうち、20代が9名、30代が6名を占める年齢構成による。

【勤続年数】 (平成28年4月1日現在)

全職員	男性	女性
16.16年	17.67年	13.14年

平成23年度から平成27年度までに出産休暇を取得した女性職員は1名であり、育児休業(235日)を取得している。

男性職員については、配偶者が出産した職員は3名いるが、配偶者出産休暇や育児休業をした職員はいなかった。

【数値目標】

- 仕事と家庭の両立のための支援制度(育児休業、配偶者出産休暇など)を職員すべてが理解することを目標とする。
- すべての管理職員が仕事と家庭の両立について高い意識を持って、職場のマネジメントにあたることを目標とする。

【目標を達成するための取組】

- 機会をとらえて、仕事と家庭の両立のための支援制度について周知する。
- 管理職員を対象としたマネジメントに関する研修プログラムに参加する。

(3) 長時間勤務関係

職員の超過勤務時間は、全職員（対象者48名）平均で49.37時間、月平均では3.78時間となっている。

男女を比較して、女性職員の負担が大きいとはいえない状況にある。

【年間平均超過勤務時間（平成27年度実績）】

全職員	男性	女性
49.37時間 (月平均3.78時間)	62.4時間 (月平均5.20時間)	29.4時間 (月平均2.45時間)

【数値目標】

- 平成33年度までに「ノー残業デー」（定時退庁日）の実施率を80%以上とする。
- 平成33年度までに職員が労働効率を発揮しているにも関わらず、業務が量的・質的に加重なケースをゼロにする。

【目標を達成するための取組】

- 適材適所、業務量に応じた職員配置に努めるとともに、職員定数の見直しを検討する。
- 毎週の週間業務打合せを充実し、業務実行計画と業務マネジメント管理についての対話を促進する。
- 超過勤務命令の副村長までの承諾を継続して、合理的、具体的な残業の内容を把握して、必要性の低い残業を抑止する。

(4) 配置・育成・教育訓練及び評価・登用関係

① 管理職への登用

管理・監督職職員に占める女性の割合は、課長職1名、班長職2名であり、女性職員（21名）の中での割合は14.3%となっている。

【管理・監督職職員に占める女性の人数】 (平成28年4月1日現在)

	課長職（管理者）	班長職（監督者）	計
女性	1名	2名	3名
男性	11名	10名	21名
計	12名	12名	24名

【数値目標】

平成33年度までに、女性の管理者職員数を2名程度、・監督者職員数を5名程度とすることを目標とする。

【目標を達成するための取組】

- 福島県実務研修や会津耶麻町村会人事交流派遣、派遣研修などに女性職員の派遣を検討するなどキャリアアップを図る。
- 女性職員の積極的な登用を引き続き図っていく。